

次のとおり GIGA スクール構想における一人一台端末共同調達業務に係るプロポーザルへの参加者を募集します。

令和 6 年 9 月 11 日

長野県市町村自治振興組合 管理者 羽田 健一郎

第 1 調達背景および目的

全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、1 人 1 台端と通信ネットワークの整備が進み、GIGA スクール構想を推進と学校現場での活用が進み、効果が実感されつつある。

一方、1 人 1 台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどの状況がある。

このことから、GIGA スクール構想第 2 期を念頭に、令和 6 年から 5 年程度をかけて端末を計画的に更新を行う。

なお、地方公共団体における効率的な執行等を図る観点から、端末等の更新は共同調達により実施する。

第 2 競争入札に付する調達の内容

(1) 件名

GIGA スクール構想における一人一台端末共同調達業務

(2) 端末仕様、数量、納期等

別添仕様書のとおり

(3) 契約

ア 契約者は共同調達に参加する各市町村の教育委員会

イ 相手方は OS 毎に 1 者

(4) 納入場所

共同調達に参加する各市町村の教育委員会が指定する場所（学校等）

(5) 納入期限

令和 7 年 3 月 25 日までに納品

第 3 上限金額

1 台あたり 55,000 円（税込）とする。

別添仕様書で応用パッケージ（有償オプション）と示す項目、および、事業者独自の有償追加提案を除く。

第 4 プロポーザルに参加する者に必要な資格

(1) 参加者の資格

入札に参加する業者は、以下の要件を満たす必要があるものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）

第 167 条の 4 第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

イ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号

- に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 長野県内に本社又は支社（支店・営業所含む）を有していること。
- オ 全ての共同調達参加市町村から指名停止を受けていない者であること。
- カ 学校現場において生徒用端末の導入実績を有していること。

第5 参加表明書の作成・提出に係る事項

参加をするものは、次のとおり提出すること。

- 1 参加表明書の作成様式
 - (1) 参加表明書 様式3-1号による
 - (2) 参加資格要件資料 様式4号による
- 2 参加資格要件資料記載上の留意事項
 - (1) 業務実績
過去に委託を受けた同種または類似の業務の契約書の写しを添付すること。
 - (2) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- 3 問い合わせ先
〒380-0871
長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県市町村自治振興組合 事務局（金原・木我）
電話 026-232-4921
電子メール info@union.nagano-map.lg.jp
- 4 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
 - (1) 提出期限 令和6年9月19日（木）午後5時
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時までとする。）
 - (2) 提出場所 3に同じ。
 - (3) 提出方法
電子データで提出（電子データは提出期限必着とし、到達したことを電話で3の問い合わせ先に確認すること。）
 - (4) 参加の取りやめ
参加表明後、やむを得ない事情で参加を取りやめる場合は、理由を付記した辞退届（様式3-2号）を提出すること。
- 5 提案書の提出者を選定するための基準
提案書の提出者は「第4 プロポーザルに参加する者に必要な資格」を満たしている者とする。
- 6 非該当理由に関する事項
参加表明書を提出した者のうち提案書の提出者として該当しなかった者に対しては、その理由（以下「非該当理由」という。）を様式5号により通知する。
当該通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（長野県市町

村自治振興組合の休日进行定める条例（平成7年条例第2号）第1条に規定する組合の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、管理者に対して非該当理由についての説明を求めることができる。

なお、非該当理由についての説明は、管理者が書面を受理した日の翌日から起算して5日（休日进行含まない。）以内に、様式6号により回答する。

第6 提案書等の作成・提出に係る事項

1 提案を求める具体的内容

- (1) 55,000円/台（税込）以内に提供可能な端末一式（端末本体、キーボード、タッチペン、officeソフト、MDM等）についての情報（スペック等）、および、同金額内で提供可能な他のサービス（独自提案）の内容について記載すること。
- (2) 複数機種 of 提案がある場合は、1機種を審査対象として審査を行い、他を任意提案として取り扱う。
- (3) 端末 of キットィング、納品、保守、保証について、55,000円/台（税込）以内に提供可能なサービス、および、応用パッケージ（有償オプション）で提供可能なサービス内容について提案すること。
- (4) 提案方法については、55,000円/台（税込）で提供可能な内容と、有償オプションとして提供可能なサービス等を明確に分けること。また、契約予定者（各市町村 of 教育委員会）が、有償オプション of 導入可否を検討しやすいよう価格や前提条件などを明示し、配慮すること。
- (5) 仕様書に記載 of 端末台数 of 納品までのスケジュール及び業務実施体制について提案すること。
- (6) 契約時に参加自治体 that 調達する端末数 of 増減があり得るため、改めて積算できる内容とすること。

2 提案書等の作成様式

- (1) 提案書 様式8号による。
- (2) 機能要件一覧表 様式9号による。
- (3) 提案資料 様式10号による。
- (4) 見積書 様式11号による。
- (5) その他 提案 of 説明を補完するための資料を添付しても良い。ただし、用紙サイズはA4とする（構成上やむを得ない箇所はA3も可）。

なお、審査は各OS毎にプロポーザルを実施するため、複数OSに参加する場合は、それぞれについて提出ください。

第7 提案書記載上 of 留意事項

1 提案資料

- (1) 第6 of 1 of 全ての項目について記載すること。
- (2) 業務の一部を再委託する場合は、再委託先 of 企業情報、再委託する業務 of 範囲等を必ず記載すること。ただし、業務 of 全部を第三者に

委託することはできません。

- (3) 記載の順序は、技術評価項目の項目順とすること。
(技術評価項目以外の記載を妨げるものではない。)
- (4) 考え方を簡潔に記載するなど、わかりやすい資料作成に努めること。
- (5) 各ページにはページ番号及び技術評点の項目番号を記載すること。
- (6) 提案書作成仕様によること。

2 見積書

- (1) 様式 11 号の総額の金額については、第 6 の 1 の (1) の内容および (3) の無償提供 (55,000 円/台 (税込) 以内で提供可能なサービス) について記載すること。
- (2) 端末および、利用料、保守料、ライセンス料等、仕様書に記載するサービスを安定的・継続的に提供するのに必要なものは全て含むこととし、追加費用が発生することが無いようにすること。

3 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期限、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所
 - ア 公告に関すること
第 5 の 3 に同じ。
 - イ 仕様に関すること
〒380-0871
長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県教育委員会 学びの改革支援課 (伊藤)
電 話 026-235-7433
電子メール kyogaku@pref.nagano.lg.jp
- (2) 受付期限 令和 6 年 9 月 19 日 (木) 午後 5 時
(土曜日、日曜日及び休日は除く)
- (3) 受付方法 電子メールによる。
口頭質問は受け付けない。
- (4) 回答方法
 - ア 発注者が示す仕様書に係る質問及び提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、参加表明した者全員に公表する。
 - イ 提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対しては電子メールにより回答する。

4 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法等

- (1) 提出期限 令和 6 年 9 月 19 日 (木) 午後 5 時
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。)
- (2) 提出場所 第 5 の 3 に同じ。
- (3) 提出方法 電子メールによるデータ送付とする。
(提出期限必着とし、到達したことを電話で第 5 の 3 の問い合わせ先に確認すること。)

5 提案書のヒアリングに関する事項

提案の内容に関するプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーション時間内でのデモンストレーションを可とする。実機を持参した上でのプレゼンテーションが望ましいが、未発売機種やその他理由により持参できない場合はパンフレット等により評価者が利用イメージをしやすいよう配慮すること。（持参できる場合も、提案機種および付属機器等のパンフレットの提出が望ましい。）

- (1) 実施日 令和6年9月24日（火）および25日（水）（予備日）
なお、提案者毎の当日の日程（プレゼンテーション開始時間については別途通知します。）
- (2) 実施場所
9月24日（火）
会場名：FEAT. space
住所：〒380-0831 長野市大字長野東町131
9月25日（水）（予備日）
会場名：長野県自治会館 大会議室
住所：〒380-0871 長野市西長野143-8
- (3) 提案時間 発表（20分）、質疑（10分）の合計（30分）を標準とする。（各OS毎に提案審査を実施します。）

6 その他の留意事項

- (1) 提出された提案書は返却しない。
- (2) 提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
なお、提案書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこと。

第7 優先者の決定方法

参加者が提出した提案書等の内容について審査・評価を行い、総合評価点が最も高い参加者を優先交渉権者とする。

ただし、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、評価委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により優先交渉権第1位を決定するものとする。

1 評価する内容

- (1) 提案の適合性、的確性、積極性、実現性、その他
- (2) 技術の妥当性及び実績
- (3) 経費の妥当性及び整合性

2 評価する方法

- (1) 審査機関
提出された提案書の内容についての評価は、組合 及び、令和6年度端末の共同調達業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において審査・評価を行う。
- (2) 評価対象及び審査内容について以下の表に準ずる。

評価対象	審査内容	採点
機能評価点	機能要件による価格点	20点
価格評価点	見積額による価格点	20点
技術評価点	提案書及びプレゼンテーションによる評価点	100点

- (3) 評価の区分等
評価の区分等については、以下のとおりとする
- ア 機能評価
様式9号 GIGA スクール1人1台端末共同調達業務機能要件一覧表の機能評価項目による。
- イ 価格評価
様式11号 見積者により価格評価する。
- ウ 技術評価
GIGA スクール構想における一人一台端末共同調達の技術評価項目による。

- 3 審査結果の通知に関する事項
総合評価点で第1位となった者（以下、「第1位優先交渉権者」という。）に対して様式7-1号により優先交渉権者とする旨通知する。
提案書を提出した者のうち、第2位以下の者に対し、当該業務の提案書の審査結果を様式7-2号により通知するものとする。
第2位以下通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面により、管理者に対して説明を求めることができる。
なお、理由の説明は、管理者が書面を受理した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、様式7-3号により回答するものとする。
- 4 その他の留意事項
第1位優先交渉権者は公開するものとする。

第8 その他

- 1 契約書作成の要否
必要とする。（第1位優先交渉権者と市町村が協議して作成）
- 2 関連情報を入手するための窓口
第5の3に同じ。

- 3 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。
- 4 提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができるが、提案書の差し替えは認めない。
- 5 第1位優先交渉権者となった提案者と協議の上、詳細な内容を決定するものであり、必ずしも提案書等の内容で契約することを保証するものではない。

第9 プロポーザルの無効

次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- 1 本書で指定する提出期限後に提出された企画提案書等の提出物
- 2 指定された提出物に記名、押印がない又は判然としないとき
- 3 委託する業務の名称のない又は重大な誤りのある提案書
- 4 同一提案者から提出された提案内容の異なる提案書
- 5 虚偽の内容が記載されている提案書
- 6 見積金額の記載が不明確な提案書
- 7 見積金額の記載を訂正したもので、その訂正について訂正印を押していない提案書
- 8 その他本プロポーザルに関する条件に違反した提案書等の提出物等

第10 補足

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 2 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、各共同調達参加団体の契約規則の契約保証金免除項目に該当する場合は免除される場合がある。